

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月26日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第7号

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)